

兵高教組

## 調査情報

2015年4月18日

1号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

# 「空白の一日」はいらない！ 臨時教職員「空白の一日」問題 4月1日の「勤務」で問題噴出

今年の4月1日は、一部代替教員等を除けば、臨時教職員にとって勤務日ではありませんでした。ただし、正確に言えば「勤務日でない」というだけでなく、「県職員でない日」だったので、ですから「病気やけがをしても健康保険がきかないので、この日はずっと家にいる」という声も聞かれました。にもかかわらず、「4月2日付けの辞令を4月1日に取りに来させられた」とか「ほとんど全員が4月1日の職員会議に参加させられた」など考えられない実態が報告されています。4月1日問題は、賃金未払いとともに、何かあった場合の管理職責任が大きく問われる問題でもあるのです。

県教委は、高教組の申し入れに対し、「4月1日に臨時教職員を勤務させることがないように校長会を通じて徹底する。やむを得ず4月1日に職員会議を行う場合も、後日校長から内容を伝えるなど適切に対応させる。」と回答していました。しかし、学校現場では違法ともいえる様々な問題が噴出しています。高教組は改めて、要求書を提出し、「空白の一日」の問題点を浮き彫りにし、臨時教職員の不利益を解消するために奮闘します。

## とんでもない実態

- ・ 校長が、4月2日付けの辞令をわざわざ4月1日に取りに来させた。その後、諸会議にも参加。
- ・ 校長が何の連絡もしなかったため、当たり前のように4月1日の会議にほとんど全員の臨時教職員が参加した。
- ・ 4月1日に部活動指導をしているのを黙認していた。
- ・ 「昨日まで勤務していて、明日から勤務するのだから気になることがあって勤務しているのだろう」と4月1日出勤した臨時教職員がさも勝手に働いたかのように責任を転嫁した。

## 問われる管理職責任

臨時教職員が、県職員として任用されていない4月1日に勤務させられるということは

- ①「通勤」時や「勤務」中にけがをしても公務災害とならないし、健康保険も使えない
- ②部活動指導で生徒がけがをした場合など、指導権限がないため、過失責任が問われるなど大きな問題につながる可能性があり、任用されていない人を勤務させていた管理職の責任は重

大です。今回の対応を見ていると校長にその自覚があるとはとても思えません。本人が勝手にやっているなどの言い逃れは責任放棄です。賃金未払いも含め、処分されて当たり前のような対応を平気で行う一部管理職の姿勢は許されるものではありません。

## 学校には“空白”はない

県教委が「校長会を通じて指導を徹底する」とまでいった4月1日問題。結果としては違法ともいえるべき多くの問題が噴出しました。これは、教育現場にとって、「空白の一日」などあってはならないということ、つまり以下のことがはっきりしたのです。

- ①学校現場には、校務分掌の引き継ぎや部活動などで4月1日を「空白」にすることなどできないケースが多くあること
  - ②臨時教職員にとっては、「勤務」を強いられた場合、賃金未払いである上、しかも社会保障や勤労手当、年休等不利益も解消されないこと。
- このような実態をしっかりと把握し、来年度に向け、「空白の一日」をなくすこと、このことこそが、県教委に課せられた責務です。高教組は兵庫教組とともに改めて要求書を提出し、「空白の一日」による不利益解消を求めていきます。